

別表

<p>条例第3条第1項 主催事業における補助対象経費</p>	
<p>対象経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポスター、チラシ等宣伝物の作成及び新聞折込料</li> <li>・看板等の筆耕料</li> <li>・音響機器の使用料</li> <li>・大会役員等の謝礼金及び旅費（定額可）</li> <li>・大会役員等の弁当代</li> <li>・消耗品費</li> </ul>
<p>条例第3条第2項 競技会への参加における補助対象経費</p>	
<p>対象経費</p>	<p>交通費・宿泊費・食糧費・参加負担金・PR活動費</p>
<p>対象日数</p>	<p>道内は3泊4日を限度。道外は東日本（中部以東）4泊5日、西日本（近畿地方以西）5泊6日を限度とする。ただし、全国中学校体育大会への出場については開催地に限らず、5泊6日を限度とする。※道外の東西区域は、主たる開催地により、滋賀・三重・京都で区分けし、それらを含み西側とする。</p>
<p>対象及び人員等</p>	<p>条例第3条第2項に掲げる参加においては、全国、全道競技会に参加する資格を有するものとし、予選で出場権（定められた規定の標準記録を突破したものを含む）を得た場合（障がい者スポーツ大会を除く）、または競技団体から選考、選抜された場合とする。大会開催要綱に基づく選手および監督等とし、選手は大会に選手登録している人員とする。監督等の引率者は選手10名以内1名、それ以上については2名を限度とし、特別な事情がある場合には別途協議するものとする。（中体連監督については、別途支給により対象としない。）</p> <hr/> <p>* 選考、選抜について</p> <p>全国大会は、北海道協会、全道大会は釧路協会において決定したものとす。 （上記の連盟、連合を含む）ただし、主催者推薦は対象外とする。</p>

補助回数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童・生徒の参加に係る大会については、同競技の同一種目の場合、1チーム又は1個人3大会までとし、全道・全国一連の大会は1大会とみなす。ただし、北海道（全国）中学校体育大会は回数に含まない。</li> <li>・ 学生・社会人の参加に係る大会については、同競技の同一種目の場合、1チーム又は1個人2大会までとする。（ただし、全道・全国一連の大会は1大会とみなす。）</li> </ul>
交通費	<p>個人や団体が活動拠点とする地域を「出発地」とし、大会開催地までの往復とする船舶運賃・航空運賃・鉄道運賃ただし特急料金（片道100Km以上）・急行料金（片道50Km以上）を含む・路線バス等の実費（ただし、学生割引や各種割引及びその他特典利用後）。鉄道運賃については、出発地及び最寄りの駅から大会開催地の最寄りの駅までの乗車に要する運賃、特急料金（片道100Km以上）・急行料金（片道50Km以上）の実費。航空運賃は、渡島・檜山管内及び道外で開催される大会に限る。また開催地での市内交通費として、必要と認められる場合に限り一人あたり1日1,000円とし、小学生以下は1日500円とする。（予算書内訳に内容を明記。領収書添付を要しない。）ただし、借上車や貸切バス、私用車使用の場合は支給しない。</p> <p>私用車および借上車使用の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私用車を使用する場合の燃料費は1Km当たり30円とする。「出発地」については活動拠点とする地域から大会開催地及び他の交通機関までの往復とする。乗車人数については、3名乗車（乗車定員5名の車両の場合）を基本とし車両の大きさや台数は別途協議する。走行距離については、目的地往復の通常最短距離とする。</li> <li>・ 借上車使用の場合については燃料費を含む料金とする。貸切バス、私用車、借上車を使用する場合に限り、高速道路料金について助成する。ただし領収書の提示を要する。</li> </ul> <p>その他、上記に記載のない事項については、別途協議するものとする。</p>
宿泊費	1泊につき12,000円を限度とする。

食糧費	1日につき2,000円を支給する。ただし、宿泊先より2食提供の場合は1,000円とし、3食提供される日については支給しない。決算時の領収書の添付を要しない。
P R 活動費	<p>全国大会に出場する個人又はチームで、ユニホームや応援旗等により町のP R活動を行う場合、その購入・製作に要する費用を助成する。</p> <p>※ただし指定のC Iマーク<sup>〔注1〕</sup>を使用し、デザイン等は町の同意を得たものとする。</p> <p>補助回数は年度単位とし、出場競技毎に、個人又はチームでそれぞれ1回までとする。</p> <p>申請時、見積書等費用が確認出来る書類を提出し、完了報告時、領収書と共に写真等により成果物を証明すること。</p> <p>補助率：上限の範囲内で費用の全額を助成。</p> <p>上限：個人10,000円以内、チーム100,000円以内</p> <p>※チームの助成は対象選手1人につき10,000円とし、上限は100,000円以内とする。</p>
特定地域開催等について	<p>釧路管内ならびに根室管内（ただし、根室市、羅臼町を除く）で開催される場合については、1日につき2,000円を支給するとともに必要と認められる場合に限り宿泊費を支給する。</p> <p>また、主たる移動を町有行事バスまたはスクールバスにて利用かつ宿泊を伴わない場合においては、1日につき1,000円のみを支給する。</p> <p>選抜、選考による場合は、特定地域開催においてはこの規定とし、その他の道内で開催される全道、全国大会は一律10,000円、道外で開催される全国大会は東日本20,000円、西日本30,000円を一律に支給する。（東西の区域においては上記と同じ）申請および完了報告時の予算書および決算書、領収書の添付を要しない。</p>
その他	<p>添付書類については、条例施行規則に基づくものの他、次に掲げるものを添付すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該大会(行事)の開催要綱。</li> </ul>

・大会参加を証明する書類(予選出場の権利を証する賞状とその大会要綱。  
選抜・選考については、それらを証する書類。選抜理由を明記)

[注1]

